

## 子ども会活動における個人情報の保護について

2023年1月 福岡子ども会育成連合会 安全部

子ども会活動に必要な会員の氏名、住所、電話番号などの情報は、会員のプライバシー保護のため、その意識をもって適切に取り扱わなければなりません。

以下、子ども会活動における個人情報の適切な収集、管理について記しますので、皆さまのご理解をお願いします。

### 1 個人情報とは次のものを指します

- 生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報をいいます。
- 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報も含まれます。



子ども会では、安全共済会の加入者名簿、単位子ども会や校区子ども会が活動のために作る名簿などが該当します。

### 2 個人情報を集める際のルールを確認しましょう

#### 【ステップ1】利用目的・取得する情報を特定する

集めようとする情報を何に使うのか、その利用目的をまず特定しましょう。

集める個人情報は、ここで特定した利用目的以外には利用できません。

つづいて、その目的のために取得する情報を特定しましょう。

「いままでこうだったから」「前任者からの引継ぎだから」ではなく、その都度本当に必要な情報であるかを考えましょう。

〔例示〕

#### ○ 利用目的

子ども会・育成会活動、会費の徴収、広報物の回覧・配布  
役員への名簿配布 など

#### ○ 取得する情報 …… 必要のない情報は集めない

氏名、学年（年齢）、住所、電話番号 など

## 【ステップ2】 個人情報を集める

個人情報を集める際には、ステップ1で特定した利用目的、こちらの問い合わせ先の2点を相手に伝える必要があります。口頭ではなく、配布する文書やウェブページなどに、言葉で明記するようにしましょう。

なお、情報は十分な判断能力を有しているという観点から、子どもからではなく、子どもの保護者から取得するようにしましょう。

〔例示〕

- 申込書等への個人情報の取扱い明記
  - ・ 個人情報は、子ども会・育成会活動、会費の徴収、広報物の回覧・配布以外には使用しません。
  - ・ 情報は上記の目的以外で使用したり、あらかじめ本人（保護者）の同意なく、第三者に提供することはありません。

## 【ステップ3】 個人情報を保管する・訂正削除に応じる

集めた個人情報は、盗難・紛失等がないよう、責任者を定め、適切に管理する必要があります。また、情報を提供した本人や保護者から、内容の訂正や削除を求められた場合は、速やかに対応する必要があります。

〔例示〕

- 個人情報の管理方法
  - ・ 個人情報を取り扱う人を限定する。
  - ・ 個人情報が含まれる書類やUSBメモリー等のメディアは、鍵のかかる場所で管理する。
  - ・ インターネットに接続されたパソコンにはウイルス対策ソフトを入れる。
  - ・ パソコン上で管理するデータは、パスワードを設定する。

## 【ステップ4】 個人情報を破棄する

利用を終えた個人情報は、あらかじめ定めた時期、手順に沿って、名簿の破棄、データの削除を確実に行う必要があります。

〔例示〕

- 個人情報の破棄
  - ・ 書類は、シュレッダーで裁断して、確実に廃棄する。
  - ・ 電子データは、保存しているメディアを物理的に破壊したり、消去ソフト等を利用し、復元不可能な状態とする。（単なるフォーマットでは、簡単に復元されることがあります。）

※ 集めた個人情報を他人に渡す際は、原則として本人の同意を得たうえで渡し、そのことを記録しておく必要があります。同意を得ないまま、第三者に開示することがないように注意しましょう。

### 3 みなさんの子ども会でも個人情報の取扱いルールを作りましょう

○ 単位子ども会、校区子ども会において、個人情報の取扱いルールを作り、明文化をしましょう。

○ 取扱いルールに示すべき内容は次のとおりです。

- ① 個人情報の利用目的
- ② 取得する情報
- ③ 個人情報の管理（情報の保管を含む）
- ④ 個人情報の訂正・削除
- ⑤ 個人情報の破棄

○ 取扱いルールを作成したら、加入申し込み時に配布するほか、毎年1回は会員の皆さんに配布または回覧しましょう。



## (例示) ○○町子ども会育成会 個人情報取扱いルール

### (目的)

第1条 本ルールは、○○町子ども会育成会（以下、本会と言います。）が取り扱う個人情報について、適正な取扱いをすることを目的として定めます。

### (個人情報の管理者)

第2条 本会における個人情報の管理者は、育成会会長とします。

### (個人情報の取扱い者)

第3条 本会における個人情報の取扱い者は、会長が指名する○○（例：副会長、安全共済担当者等）とします。

### (秘密の保持)

第4条 個人情報の管理者・取扱い者は、知り得た個人情報を別に定める利用目的以外に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

### (個人情報の利用目的)

第5条 本会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に利用します。

- (1) 子ども会行事の企画、実施
- (2) 会費の徴収、管理、活動にかかる広報物の回覧、配布
- (3) 会員名簿等の作成
- (4) 活動に起因するけが、疾病等に関する子ども会安全共済や各種保険などの手続き

### (個人情報の取得)

第6条 本会は、加入にかかる届けを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

2 本会が会員から取得する個人情報は、子ども会ならびに育成会会員の氏名、学年（年齢）、住所、電話番号、その他連絡事項などで会員が同意する事項とします。

3 会員名簿を配布する場合に記載する個人情報は、必要最小限とし、会員が同意する事項とします。

### (個人情報の管理)

第7条 個人情報は、会長が保管するものとし、適正に管理します。

（個人情報の第三者への提供）

第8条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しません。

- （1）会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- （2）法令に基づく場合
- （3）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

2 個人情報を第三者に提供したときは、記録を作成し、保存します。

（個人情報の訂正・削除）

第9条 会員は、本会に提供した個人情報について訂正、削除を求めることができます。

2 前項の請求があった場合、管理者は直ちに該当する個人情報の訂正、削除を行います。ただし、各会員にすでに会員名簿等を配布している場合にあっては、各会員に周知することをもって、訂正に替えることができるものとします。

（個人情報の破棄）

第10条 本会の退会により、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして破棄します。

（ルールの周知）

第11条 本会は、本ルールを会員の加入時に配布するとともに、毎年1回は総会や回覧など適当な方法で会員に周知します。

（附則）

この取扱いルールは、令和〇年〇月〇日から施行します。